

保税工場の許可について

関税法第61条の4において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和3年3月15日

大阪税関長 小林一久

記

1. 許可を受けた者の住所及び名称

大阪府堺市西区築港浜寺西町11番地
株式会社シキボウ堺

2. 保税工場の名称及び所在地

株式会社シキボウ堺
大阪府堺市西区築港浜寺西町11番地

3. 保税工場の構造、棟数及び延べ面積

鉄骨造スレート葺平屋建
2棟 927 平方メートル

4. 保税作業の種類及び内容

エーテル化澱粉の混合

5. 保税作業に使用する外国貨物の種類

エーテル化澱粉

6. 許可の期間

自 令和3年4月1日
至 令和9年3月31日